

# 城陽市出産・育児支援給付金

「自分で選べる」補助金始めました！！

城陽市にお住まいの妊産婦さんに出産準備や育児にかかる費用の一部を助成します。補助金の使い道は、メニューの中からご自身で自由に選んでいただけます！



じょうりんちゃん

## 対象者

城陽市にお住まいの妊娠7か月以降の妊婦・産婦の方

※制度を施行する令和4年4月1日以降に出生する方が対象です。

※申請時点で城陽市に住民登録がない場合は、対象とはなりません。

## 支給金額

出産する子1人につき、以下の費用を対象として10,000円を上限に支給  
(多胎の場合は、人数分を支給)

## 対象経費

項目	対象経費
通院等に係る交通費	健診・通院・入退院、買い物等に係るタクシー・電車等の乗車代金 <b>※妊産婦ご本人の利用分に限りませす</b>
子どもの一時保育等	病児・病後児保育、子どもショートステイ、ファミリー・サポート・センター等の利用料 <small>※市で実施している事業は、別添「産前産後・育児支援一覧」をご確認ください。</small>
家事支援サービス	掃除、洗濯、炊事、買い物、子どものお世話等に係る民間サービス利用料
母子の健康診査等	妊婦健診（追加分）、新生児聴覚検査等に係る本人負担額
妊産婦・乳児相談	産後ケア事業（訪問型、宿泊型）、助産師相談等の利用料
育児用品	おむつ、ミルク、絵本、洋服、ベビーカー、チャイルドシート等 <b>※城陽市内のお店で購入した物に限りませす</b>
その他 (令和4年度のみ)	新型コロナウイルスの感染予防用品 (マスク、手指消毒液、空気清浄機等) <b>※城陽市内のお店で購入した物に限りませす</b>

## 対象期間

妊娠7か月（妊娠24週）から産後6か月の日までに支払った費用

※申請できるのは1回のみです。複数の費用がある場合は、まとめて申請してください。

## 申請期限

出産の日から6か月を経過した月の月末

（例）令和4年4月1日出産の場合 ⇒ 令和4年10月31日

## 申請方法

次の書類を健康推進課（保健センター内）に持参または郵送にて提出してください。

なお、郵送については、申請期限の日までに到着したものを対象としますので、余裕をもって送付していただきますようお願いいたします。

### 【提出書類】

- ①支給申請書
- ②母子健康手帳（郵送の場合は、表紙の写し）
- ③対象期間内に支払った費用の領収書・レシート（原本）

### 【郵送の送付先】

〒610-0111 城陽市富野久保田1-1 城陽市保健センター内  
城陽市健康推進課 出産・育児支援給付金担当 宛

※城陽市役所の住所とは異なりますので、ご注意ください。

## 留意事項

- ①申請期限（出産6か月後の月末）を過ぎると支給を受けることができません。
- ②申請には、原則として領収書・レシートの原本を提出してください。但し、原本の返却を希望される場合は、申請時にお申し出いただければ、写しをとった後、返却します。
- ③公共交通機関を利用する場合は、レシートが発行されませんので、申請書裏面の「その他明細書」欄に記入して下さい。
- ④感熱紙のレシートは印字が消える可能性がありますので、コピーを保存してください。
- ⑤対象経費以外の品目が含まれる場合は、対象商品の品名と金額にマーカーを引くなどして容易に確認ができるようにしてください。



じょうりんちゃん

赤字の部分については、特に注意が必要です。  
十分にご確認のうえ申請してください。